

令和 6 年

七宗町議会第 1 回定例会会議録

令和 6 年 3 月 6 日

令和 6 年 七 宗 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録	
招 集 年 月 日	令和 6 年 3 月 6 日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	3 月 6 日 午前 1 0 時 0 0 分
出 席 議 員	1 番 古田好文君、2 番 堀部勝広君、3 番 松山成美君、 4 番 市川裕隆君、5 番 大鋸利光君、6 番 中島寛直君、 7 番 加納忠良君、8 番 福井徳一君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 山田俊也君、参事兼ふるさと振興課長 林佳成君、 総務課長 亀山桂児君、建設課長 福井靖信君、 支所長 加納和敏君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、住民課長 安江英樹君、 健康福祉課長 杉本泰幸君、教育課長 渡辺岳志君、
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 佐伯義則君 記録 後藤美智代君
七 宗 町 長 提 出 議 案 の 題 目	
	承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 七宗町手数料条例の一部を改正する条例について

議第 1 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第 2 号	七宗町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
議第 3 号	七宗町印鑑条例の一部を改正する条例について
議第 4 号	七宗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第 5 号	七宗町法務職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
議第 6 号	七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議第 7 号	七宗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第 8 号	七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第 9 号	七宗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第 10 号	七宗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第 11 号	七宗町いじめ防止対策推進条例の制定について
議第 12 号	七宗町介護保険条例の一部を改正する条例について
議第 13 号	七宗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第 14 号	七宗町町営単独住宅管理条例の制定について
議第 15 号	七宗町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第 16 号	七宗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議第 17 号	七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第 18 号	令和5年度七宗町一般会計補正予算（第6号）

	議第 19 号 令和 5 年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） 議第 20 号 令和 5 年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） 議第 21 号 令和 5 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） 議第 22 号 令和 5 年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第 2 号） 議第 23 号 令和 5 年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号） 議第 24 号 令和 5 年度七宗町下水道事業会計補正予算（第 4 号） 議第 25 号 令和 6 年度七宗町一般会計予算 議第 26 号 令和 6 年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算 議第 27 号 令和 6 年度七宗町介護保険事業特別会計予算 議第 28 号 令和 6 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算 議第 29 号 令和 6 年度七宗町神湊財産区特別会計予算 議第 30 号 令和 6 年度七宗町上麻生財産区特別会計予算 議第 31 号 令和 6 年度七宗町中麻生財産区特別会計予算 議第 32 号 令和 6 年度七宗町簡易水道事業会計予算 議第 33 号 令和 6 年度七宗町下水道事業会計予算 議第 34 号 工事請負契約の変更契約の締結について 議第 35 号 普通財産の無償譲渡について
監 査 委 員 報 告	
	報告第 1 号 例月出納検査結果報告書について
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第 1. 会議録署名議員の指名 日程第 2. 会期の決定 日程第 3. 承認第 1 号 議第 1 号から議第 35 号

会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	7番 加納忠良君 1番 古田好文君
会期の決定について 会期は次の10日間に決定した。	
	令和6年3月6日から3月15日までの10日間
議 事 の 経 過	
開 議	午前10時00分
議長（福井徳一君）	皆さん、おはようございます。 本日は、令和6年七宗町議会第1回定例会にご参集賜り、誠に苦労さまでございます。 ただいまの出席議員は8名でございます。 定足数に達しております。 したがって、令和6年七宗町議会第1回定例会は成立しましたので、開会をいたします。 これより本日の会議を開きます。 諸般の報告を事務局長より行います。
局長（佐伯義則君）	諸般の報告を申し上げます。 議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。 町長から、本日付をもって承認第1号及び議第1号から議第35号までの議案が提出されました。 以上でございます。
議長（福井徳一君）	報告第1号 例月出納検査結果報告書については、監査委員より報告書が提出されましたので、配付して報告といたします。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番 加納忠良君及び1番 古田好文君を指名します。 日程第2、会期の決定を議題といたします。

	お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から３月15日までの10日間にしたいと思しますので、これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から３月15日までの10日間に決定をいたしました。 日程第３、承認第１号及び議第１号から議第35号までを一括して議題といたします。 本案の提案理由の説明を求めます。 町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	（提案説明のため登壇） 本日、令和６年七宗町議会第１回定例会を招集しましたところ、議員各位には、ご多用の中ご参集を賜り、ありがとうございます。 令和６年は、コロナ禍から日常を取り戻し、以前のように、家族や親戚が集い、明るい新年を迎えていた元日に、石川県沖を震源とする能登半島地震が発生し、多くの貴い命が失われました。 ここに、お亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げるとともに、今も避難所での生活を強いられている被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。 さて、我が国の経済は、コロナ禍の３年間を乗り越え、日経平均株価が史上最高値を更新するなど、経済の先行きは大きな改善が見られ、デフレから脱却するチャンスを迎えていると思われます。 こうした中、昨年11月には一時的な措置として、所得を下支えするためのデフレ完全脱却のための総合経済対策が策定され、将来を見据えた新たなステージへ移行させるためのスタートダッシュの期間と位置づけられました。 また、子育て世帯の所得向上のため、こども・子育て支援加速化プランによる子育て世帯への支援拡大を推進し、少子化対策等を根本的に強化する考えが示されました。 このような中、私は令和３年３月の選挙におきまして、皆様

	のご信任をいただき、町長に就任して3年が経過します。就任してからの3年は、常に町民を第一に考え、公約実現のため努力を続けてまいりましたが、この間、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げます。 私が、公約に掲げた町の活性化を強化に推進として、主要地方道可児金山線改良事業の推進に対しては、岐阜県との協議や要望活動を慎重に進め、安心・安全な町づくりの推進として、防災、防犯カメラの整備と、倒木により送電停止とならないよう、支障木を伐採するライフライン事業を実施し、次世代の子どもたちに希望が持てる未来づくりとして、学校統合に取り組んでまいりました。 令和6年度は、任期最後の年であり総仕上げの年となります。まだまだ取り組まなければならない課題はありますが、特に重要な1年と感じておりますので、課題の解決に向けて、最後まで諦めることなく、全力で取り組んでまいります。 それでは、令和6年度予算の概要を申し上げます。 予算編成に当たっては、平成27年度に策定した第五次総合計画で示した将来像を目標に事業を実施してまいりますので、第五次総合計画の基本目標に沿って説明いたします。 初めに、交流を生み出す安全で便利な生活基盤づくりについては、冒頭で述べさせていただきました能登半島地震では現在も多くの地域で断水していることから、今後の大規模な災害に対する備えとして、JR上麻生駅前の町有地に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置し、断水時には飲料水として、また、火災時には水利として供給できるよう、防災体制の強化に取り組んでいきます。 また、国の道路メンテナンス事業補助金を活用し、大柿橋並びに飯高橋の長寿命化修繕工事を計画しております。 次に、自然と調和した快適でうるおいのある環境づくりについては、七宗町の大きな課題である人口減少、少子化対策として、中麻生地内の町有地に、子育て世帯向けの町営住宅を3棟建設し、若者の転出抑制と定住の促進に取り組んでいきます。 次に、健康でいきいきと暮らせる思いやりの地域福祉づくりについては、建設から25年が経過したサンホーム七宗の大規
--	--

	模な改修工事を行い、今後も皆様の憩いの場として、長く快適に利用していただきたいと考えております。 次に、個性と創造性を育むところ豊かなひとづくりについては、令和7年4月に開校する七宗中学校、令和8年4月に開校する七宗小学校の校旗並びに校歌の制作などを計画しております。 また、統合後の児童生徒を安全で確実に輸送することに併せて、現在、町営バスの未運行地域である奥田地区、八日市地区並びに葉津地区に新たに町営バスを運行する神渕循環線を計画しており、生活の足として町民の皆様にご利用していただけるものと考えております。 次に、地域資源を生かした魅力と活力あふれる産業づくりについては、神渕神社への参道として利用しています林道天王山線の待避所設置工事と納古山への登山道として利用される林道木和谷線の舗装工事を行い、七宗町を訪れる観光客の集客につなげていきます。 最後に、参画と協働による自主・自立のまちづくりについては、デジタル社会の実現に向けた取り組みとして、行政サービスのデジタル化とマイナンバーカードの利活用として、役場窓口での申請手続における利便性の向上を図り、住民の負担を軽減することを目的に、窓口申請書自動作成支援システムの導入を計画しております。 このように、令和6年度の予算につきましては、限られた貴重な予算のなかで、慎重かつ効率的な執行に努め、町民の皆様の笑顔があふれ、健康で住み続けられるまちの実現に取り組んでまいりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。 さて、本定例会に提案して、ご審議賜ります議案は、承認関係1件、条例関係17件、予算関係16件、その他の案件2件で、合わせて36件であります。 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（七宗町手数料条例の一部を改正する条例について）は、町が徴収する手数料について、戸籍法の改正に伴い新たに徴収する事務及び手数料を定めるための条例の改正であり、令和6年2月22日付で専決処分したもので、承認を求めるものです。 議第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番
--	--

	号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、個人番号の利用などについて、関係する法律の改正に伴い、利用事務を追加するための条例の改正であります。 議第２号 七宗町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、寄付をいただきました神淵寺洞地内の民家を、移住を検討している方に移住促進住宅として賃貸するため、新たに条例を制定するものであります。 議第３号 七宗町印鑑条例の一部を改正する条例については、印鑑登録証明書の申請の際に印鑑登録証のほか、申請者本人がマイナンバーカード並びに運転免許証を提出した場合には、印鑑登録証明書を発行できるための条例の改正であります。 議第４号 七宗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員については、期末手当及び勤勉手当の支給対象とするための条例の改正であります。 議第５号 七宗町法務職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例については、議第４号と同様に、地方自治法の改正に伴う条例の改正であります。 議第６号 七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、議第４号と同様に、地方自治法の改正に伴う条例の改正であります。 議第７号 七宗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、能登半島地震のような大規模災害が発生した地域に派遣した職員に対して、特殊勤務手当を支給するための条例の改正であります。 議第８号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する所得判定基準については、減額の対象となる所得基準額を引き上げるための条例の改正であります。 議第９号 七宗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後や週末などに児童が安心して生活できる居場所を確保するため、放課後児童クラブ支援員の要件を改めるための条
--	--

	例の改正であります。 議第10号 七宗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用している条項を改めるための条例の改正であります。 議第11号 七宗町いじめ防止対策推進条例の制定については、子どもに対するいじめの防止などを図る、いじめ防止対策推進法に基づき基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。 議第12号 七宗町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、介護保険給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図る趣旨で保険料設定方法の見直し、標準13段階を用いた調整方法に改めるための条例の改正であります。 議第13号 七宗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、引用する保護命令に関する規定が分けられたための条例の改正であります。 議第14号 七宗町町営単独住宅管理条例の制定については、町内における住宅需要に対応するため、公営住宅の用途を廃止した住宅や、子育て世帯や若年者世帯に限定した住宅を設置するため新たに条例を制定するものであります。 議第15号 七宗町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例については、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用する条項を改めるための条例の改正であります。 議第16号 七宗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、町が管理する個別排水処理施設である合併浄化槽4基の廃止及び新たに設置する3基を追加するための条例の改正であります。 議第17号 七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額を引き上げるための条例の改正であります。 議第18号 令和5年度七宗町一般会計補正予算（第6号）に
--	--

	については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1億1,326万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を33億2,987万1,000円とするものであります。 主に、歳入の地方交付税の増額、国庫支出金、寄附金、繰入金の減額、歳出の各事業の完了による不用額の減額です。 議第19号 令和5年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ482万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5億4,062万6,000円とするものであります。 主に、歳入の国民健康保険税歳出の保険給付費の減額です。 議第20号 令和5年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3,225万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,145万円とするものであります。 主に、歳入の国庫支出金、支払基金交付金、歳出の保険給付費の減額です。 議第21号 令和5年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ165万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を8,283万4,000円とするものであります。 主に、歳入の後期高齢者医療保険料、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の減額です。 議第22号 令和5年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ58万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を67万円とするものであります。 主に、歳入の財産収入を増額し、歳出の予備費を同額の増額です。 議第23号 令和5年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的收入を281万4,000円増額し、収益的支出を521万8,000円減額するものであります。 主に、収益的收入の雑収益の増額、収益的支出の動力費の減額です。 次に、資本的收入を600万円、資本的支出を430万7,000円の減額するものであります。 主に、資本的收入の他会計出資金、資本的支出の工事請負費
--	---

	の減額です。 議第24号 令和5年度七宗町下水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入を9,000円増額し、収益的支出を154万9,000円減額するものであります。 主に、収益的収入の雑収益の増額、収益的支出の工事請負費の減額です。 次に、資本的収入の分担金を1万5,000円増額するものであります。 議第25号 令和6年度七宗町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,000万円とするもので、前年度比9.6%の増であります。 歳入は、1款町税5億4,146万3,000円、10款地方交付税14億8,007万3,000円であり、主に国庫支出金の増額、寄附金については、ふるさと納税制度の大幅な見直しに伴う減額見込みです。 歳出は、2款総務費6億7,950万4,000円、3款民生費8億5,078万9,000円、4款衛生費1億4,329万3,000円、6款農林水産業費1億5,018万8,000円、8款土木費4億436万4,000円、9款消防費2億3,865万6,000円、10款教育費3億4,318万円、12款公債費1億8,955万6,000円です。 主に、安心・安全なまちづくりのため、ライフライン保全事業の継続予算や県管理道路沿いの樹木伐採事業委託料や、交付金を活用した町道万場杉洞線の災害防除工事です。 議第26号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ5億2,000万円で前年度比4%の増であります。 歳入・歳出ともに医療給付費等の経費です。 議第27号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6億4,000万円で前年度比0.8%の増であります。 歳入、歳出ともに介護給付費等の経費です。 議第28号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ9,300万円で前年度比12%の増であります。 歳入・歳出ともに後期高齢者医療給付費等の経費です。 議第29号 令和6年度七宗町神湊財産区特別会計予算につい
--	---

	ては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ130万円で前年度比13.3%の減であります。 議第30号 令和6年度七宗町上麻生財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ9万7,000円で前年度比21.3%の増であります。 議第31号 令和6年度七宗町中麻生財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額はそれぞれ71万3,000円で前年度比1.9%の増であります。 議第32号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計予算については、収益的収入は2億5万2,000円で、資本的収入は2億1,702万円とするものです。 主に、水道料金、出資金や補助金などです。 支出は、収益的支出は2億6,822万9,000円で、資本的支出は2億1,684万円とするものです。 主に、交付金等を活用した水道管布設替工事などです。 議第33号 令和6年度七宗町下水道事業会計予算については、収益的収入は1億5,295万3,000円で、資本的収入は4,901万8,000円とするものです。 主に、下水道使用料、補助金や出資金です。 支出は、収益的支出は1億8,454万円で、資本的支出は4,901万8,000円とするものです。 主に、施設設備機械等の維持管理費及び公債費です。 議第34号 工事請負契約の変更契約の締結については、令和5年9月15日に議決いただきました道路メンテナンス補助事業大柿橋修繕工事につきまして、工期の延期に伴い変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。 議第35号 普通財産の無償譲渡については、契約期間終了をむかえる七宗町分収造林の本町収益分について、契約相手方に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。 後ほど、担当課長より詳細についての補足説明を申し上げますが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
--	---

議長（福井徳一君）	続きまして、補足説明を求めます。 承認第1号、議第3号、議第8号、議第19号及び議第21号の補足説明を求めます。 住民課長 安江英樹君。
住民課長（安江英樹君）	（補足説明のため登壇） それでは、承認第1号、議第3号、議第8号、議第19号及び議第21号について補足説明をさせていただきます。 初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての七宗町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 新旧対照表をご覧ください。 今回の改正は、地方公共団体等の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴うもので、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口においても戸籍証明書等の取得が可能となりましたので、別表の事務の内容、（1）と（4）にこの交付事務を追加しております。 また、今後、パスポート発給申請等のオンライン上で行政手続を行う際に利用する戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号が新たに発行可能となるため、（3）と（6）にこの交付事務の追加を行うとともに、手数料の額を定めております。 さらに、これまで紙により保管していました出生届、婚姻届、死亡届等を電子化した内容証明書の交付や閲覧が可能となるため、（7）と（8）の事務の内容を改正するものでございます。 次に、議第3号 七宗町印鑑条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。 現在は、本条例第10条第2項に定めっているとおり、住民の方が印鑑登録証明書の申請を行う場合には、必ず印鑑登録証の提示を窓口において求めています。住民サービスの向上とマイナンバーカードの普及促進の観点から、令和6年4月1日より本人が窓口において印鑑登録証明書の交付申請を行う場合に限り、マイナンバーカードまたは運転免許証の提示でも印鑑登録証明書の発行を可能とするため、同項にただし書を追加するなど、条例の一部を改正するものでございます。 次に、議第8号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正す

	る条例について補足説明をさせていただきます。 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、令和6年4月1日から本条例第2条第3項及び第23条第1項に定めています国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げます。 あわせて、同項第2号に定めています国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において使用する被保険者の数に乗すべき金額を、現行の29万円から29万5,000円に引き上げるとともに、同項第3号に定めている2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定で使用する被保険者の数に乗すべき金額を、現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げ、低所得者への負担軽減を図るため、条例の一部を改正するものでございます。 次に、議第19号 令和5年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。 予算書の45ページをご覧ください。 第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,062万6,000円と定めるものです。 続いて、46ページをご覧ください。 歳入についてご説明いたします。 1款1項国民健康保険税720万9,000円の減額は、被保険者数の減少に伴う収入減によるものです。 4款1項県補助金131万5,000円の増額は、岐阜県からの特別調整交付金によるものです。 6款1項繰入金106万2,000円の増額は、一般会計からの保険基盤安定繰入金等の額の確定によるものです。 8款1項延滞金加算金及び過料8,000円の増額は、延滞金の歳入によるものです。 次に、歳出についてご説明いたします。 47ページをご覧ください。 1款総務費19万3,000円の減額は、電算処理委託料等額の確定によるものです。
--	--

	2 款保険給付費3,475万円の減額は、一般被保険者の療養給付費の減少とそれに伴う高額療養費の減少によるものです。 5 款保健事業費100万円の減額は、特定健康診査委託料の額の確定によるものです。 9 款予備費3,111万9,000円の増額は、歳入予算に合わせるための調整によるものです。 最後に、議第21号 令和5年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明させていただきます。 予算書の65ページをご覧ください。 第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,283万4,000円と定めるものです。 続いて、66ページをご覧ください。 歳入についてご説明いたします。 1 款 1 項後期高齢者医療保険料87万6,000円の減額は、現年度分と滞納繰越分の決算見込みによるものです。 4 款 1 項繰入金77万6,000円の減額は、一般会計からの保険基盤安定繰入金の確定によるものです。 次に、歳出についてご説明いたします。 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金171万1,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合に支払う保険料等の負担金の額の確定によるものです。 5 款 1 項予備費5万9,000円の増額は、歳入予算に合わせるための調整です。 以上、補足説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第1号、議第4号から議第7号まで、議第15号、議第17号及び議第18号の補足説明を求めます。 総務課長 亀山桂児君。
総務課長（亀山桂児君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第1号、議第4号から議第7号までと議第15号、議第17号及び18号について補足説明させていただきます。 初めに、議第1号 行政手続における特定の個人を識別する

	ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。 今回の改正は、令和５年６月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が一部改正されたことに伴い、本条例第２条の定義第２号の次に個人番号利用事務を、また、第６号に特定個人番号利用事務を、第７号に利用特定個人情報を加え、特定個人情報の提供に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものです。 次に、議第４号 七宗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。 今回の改正は、一般職の地方公務員である会計年度任用職員の給与は、職務給の原則や均衡の原則にのっとり適切に決定されることから、令和６年度から在職期間及び人事評価における勤務成績に応じて、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、本条例第３条の会計年度任用職員の給与中の及び期末手当を期末手当及び勤勉手当に改め、第14条の次に、第14条の２を加え、第23条の次に第23条の２、勤勉手当の規定を追加するため、条例の一部を改正するものです。 次に、議第５号 七宗町法務職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。 今回の改正は、法律に関する高度な専門知識が必要となる業務遂行のため、法務職員を任用した場合に、期末手当のほか勤勉手当を支給するため、本条例第４条の報酬等中の及び期末手当を、期末手当及び勤勉手当に改めるため、条例の一部を改正するものです。 次に、議第６号 七宗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。 今回の改正は、本条例第７条の育児休業をしている職員の期末手当等の支給、第２項中の会計年度任用職員を除く規定を削除することにより、育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。 次に、議第７号 七宗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。
--	--

	今回の改正は、災害時において復旧等の支援業務に従事した職員に対して、本条例第2条の種類に災害地、派遣手当を加え、第4条の次に第5条の災害地派遣手当を加え、本町の区域以外の地域において業務に従事した日1日につき1,000円とするため、条例の一部を改正するものです。 次に、議第15号 七宗町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。 今回の改正は、本条例第16条の審議及び意見聴取で規定する七宗町空家等対策協議会の設置について、引用する空家等対策の推進に関する特別措置法の第7条が第9条に繰り上がることから、規定を引用する箇所を改めるため、条例の一部を改正するものです。 次に、議第17号 七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。 今回の改正は、社会経済情勢を鑑み、本条例第5条の補償基礎額第2項で定める消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を日額8,900円から9,100円に、また、別表の補償基礎額表をそれぞれ引き上げるため、条例の一部を改正するものです。 次に、議第18号 令和5年度七宗町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。 予算書1ページをご覧ください。 第1条は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,326万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,987万1,000円とするものです。 第2条は地方債の補正です。 第3条は繰越明許費の補正となっております。 予算書2ページをご覧ください。 主な歳入について説明いたします。 初めに、1款町税、2項固定資産税の760万9,000円の増額については、償却資産等の課税額の決定によるものです。 次に、10款地方交付税の2,652万6,000円の増額については普通交付税の再算定によるものです。 次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金の383万円の減額については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費などの減額によるものです。
--	--

	2 項国庫補助金の2,244万4,000円の減額については、道路メンテナンス事業に係る補助金の確定などによるものです。 次に、15款県支出金、1 項県負担金の613万5,000円の増額については、地籍調査費負担金の追加交付によるものです。 次に、17款寄附金の5,510万円の減額については、ふるさと納税の減収によるものです。 最後に、18款繰入金、2 項基金繰入金の8,057万7,000円の減額については、七宗まちづくり基金の取崩しの減額によるものです。 予算書 4 ページをご覧ください。 主な歳出について説明いたします。 初めに、2 款総務費、1 項総務管理費の2,387万9,000円の減額については、ふるさと納税の返礼品等負担金やふるさと納税サイト手数料の減額によるものです。 なお、公共施設等解体基金積立金として5,000万円、庁舎整備基金積立金として1,000万円を増額しております。 次に、3 款民生費、1 項社会福祉費の863万円の減額については、国民健康保険事業会計並びに介護保険事業会計への繰出金や、事業完了による不用額の減額によるものです。 次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費の975万円の減額については、新型コロナウイルスワクチン接種のための委託料などの減額によるものです。 次に、6 款農林水産業費、2 項林業費の796万8,000円の減額については、森林経営管理意向調査委託の見直しに伴う不用額の減額によるものです。 次に、7 款商工費の103万2,000円の減額については、事業完了による不用額の減額によるものです。 予算書 5 ページをお願いします。 8 款土木費、1 項土木管理費の1,028万9,000円の増額については、地籍調査業務に対する県の補正予算が見込まれることに伴い、委託料の増額によるものです。 2 項道路橋梁費の2,359万4,000円の減額については、事業完了による入札差金及び大柿橋修繕工事の精査による不用額の減額によるものです。 次に、9 款消防費の906万1,000円の減額については、委託業務の入札差金や消防団員に対する費用弁償などの不用額の減
--	---

	額によるものです。 次に、10款教育費の1,747万2,000円の減額については、教育関係施設における光熱水費等の不用額の減額によるものです。 次に、11款災害復旧費の154万7,000円の減額については、災害復旧工事完了に伴う入札差金の減額によるものです。 次に、13款諸支出金、2項公営企業費の600万円の減額については、簡易水道事業会計への出資金の減額によるものです。 最後に、14款予備費67万5,000円の増額については、財源更正により歳出補正額を1億1,326万6,000円とするものです。 予算書7ページをご覧ください。 第2表地方債の補正については、地方債の財源更正により限度額を6,590万円から6,580万円に変更するものです。 予算書8ページをご覧ください。 第3表繰越明許費の補正については、繰越明許費の表にあります8事業につきまして年度内に完了が見込めないため、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰越しを行うものです。 以上で補足説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	ただいまより5分間の暫時休憩とします。
	（午前10時58分 休憩） （午前11時05分 再開）
議長（福井徳一君）	休憩前に続き会議を開きます。 続きまして、議第2号、議第22号及び議第35号の補足説明を求めます。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第2号、議第22号、議第33号について補足説明をさせていただきます。 初めに、議第2号 七宗町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

	この条例の制定は、地方自治法第244条の2、公の施設の設置、管理及び廃止の規定に基づき、七宗町移住促進住宅の設置及び管理に関する必要な事項についてを定めるもので、令和5年4月にご寄付をいただきました七宗町神淵寺洞地内にある木造2階建ての住宅に関するものでございます。 七宗町外に住民票があり、本町へ定住する意思を持って移住しようとする方を対象に、入居日から起算して2年間を原則として、お試し移住をしていただくための移住促進住宅となります。 この条例では、入居希望者の公募の方法や入居者の資格、入居の手続等を定め、その他必要な事項については、別に施行規則をもって定めてまいります。 この移住体験ハウスの設置により、移住定住者が増え、絶え間なく続く人口減少の歯止めとなることを目的に、条例を制定するものでございます。 なお、この移住体験ハウスでは、お試し移住のほかに、田舎暮らし体験や蛍観察会なども行っていく予定であります。 以上で補足説明を終わります。次に、議第22号 令和5年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。 令和5年度一般会計・特別会計補正予算書の71ページをご覧ください。 令和5年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第2号）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67万円とするものです。 74ページをご覧ください。 歳入について説明をさせていただきます。 2款財産収入、2項財産売払収入58万5,000円の増額については、国道41号飛水峡街道工事（上麻生防災工事）に伴い、上麻生字上ミ平391番地44にあった山林、公簿面積1,586平米を国に売却した分でございます。 次に、歳出について説明をいたします。 3款予備費、1項予備費58万5,000円の増額につきましては、歳入予算との調整によるものでございます。 次に、議第35号 普通財産の無償譲渡について補足説明をさ
--	---

	せていただきます。 森林資源造成のため、人工造林地の拡大を図りもって水源涵養及び国土の保全に資することを目的として、昭和49年から始めた分収造林事業の地上権の設定期限が今年度末をもって限度の50年を迎える七宗町分収造林における町の収益分収割合10分の6に相当する分を山林所有者に無償で譲渡することについて、地方自治法第96条1項6号の規定により議会の同意を求めるものでございます。 今回、対象となります所在地には、上麻生字柿ヶソレ、同じく字細尾谷で、林班で申しますと、36、37、38、46林班に当たる区域にある4筆2名の方が該当いたしております。 なお、この分収造林の契約満了に伴う対応については、折からの木材需要の低迷や木材価格の下落に伴い、収益にどのような影響を与えるか、その実態を把握するために、七宗町森林経営管理事前調査を実施し、そこで得た樹木の伐採や搬出に係る経費、伐採後の植林や保育に係る経費などを鑑み、あわせて、森林所有者に対し、個別に書面をもってご紹介をかけ、ご意向をお伺いしました上で判断したものでございます。つきましては、町の収益分収割合10分の6に相当する分の無償譲渡についてお認めいただきますようお願い申し上げて、補足説明を終わらせていただきます。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第9号から議第11号までの補足説明を求めます。 教育課長 渡辺岳志君。
教育課長（渡辺岳志君）	（補足説明のため登壇） 議第9号から議第11号までの補足説明をさせていただきます。 初めに、議第9号 七宗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。 この条例は、児童クラブの放課後児童支援員の資格者でない者が、児童クラブの業務に従事することとなった日から2年以内に、都道府県知事が実施する研修を修了する予定者を放課後児童支援員としてみなすことができることを定めるため

	の条文の改正を行うものです。 続きまして、議第10号 七宗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。 この条例は、こども家庭庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、子ども・子育て支援法が改正され、その中の引用法令が改正されたため、条文の改正が必要になったこと及びこども家庭庁が内閣総理大臣直属の機関として、内閣府の外局に位置づけられたことに伴う条文の改正となっております。 続きまして、議第11号 七宗町いじめ防止対策推進条例の制定について補足説明させていただきます。 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の趣旨を踏まえ、町内学校の児童生徒のいじめ問題に対する町の責務、学校の責務、保護者の責務を定めるとともに、いじめ防止対策を推進していくこと、重大ないじめ事案が発生したときの対処や発生防止を資するために、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会を新たに設置するために条例を制定するものでございます。 以上、補足説明とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第12号及び議第20号の補足説明を求めます。 健康福祉課長 杉本泰幸君。
健康福祉課長 （杉本泰幸君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第12号及び議第20号について補足説明させていただきます。 まず、議第12号 七宗町介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。 新旧対照表をご覧ください。 本条例第6条に定める保険料率を令和6年度から令和8年度まで、各年度における第1号被保険者の区分を10区分から13区分に改正を行うものです。 介護保険料の第1段階を2万1,960円から2万862円に、第2段階を3万6,600円から3万5,502円に、第3段階を5万1,240円から5万142円に引き下げるものです。

	また、第10段階は12万8,100円から、13万9,080円に、第11段階は15万3,720円に、第12段階は16万8,360円に、第13段階は17万5,680円に引き上げるため、条例の一部を改正するものです。 次に、議第20号 令和5年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明させていただきます。 予算書55ページをご覧ください。 第1条、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,225万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,145万円とするものです。 56ページをご覧ください。 主な歳入について説明します。 1款介護保険料169万円の減額は、被保険者数の減少によるものです。 3款国庫支出金1,026万円の減額、4款支払基金交付金982万円の減額、5款県支出金481万円の減額、7款繰入金567万3,000円の減額は、それぞれ介護給付費負担金などの減額によるものです。 次に、57ページの歳出をご覧ください。 1款総務費71万3,000円の減額は、主に介護保険事業計画策定業務委託料の減額によるものです。 2款保険給付費3,637万円の減額は、主に居宅介護サービス給付費の減額によるものです。 5款地域支援事業費88万6,000円の減額は、主に介護用品の給付及び介護者手当などの減額によるものです。 6款諸支出金38万8,000円の増額は、主に国庫支出金等過年度返還金によるものです。 7款予備費532万9,000円の増額は、調整によるものです。 以上、補足説明とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第13号、議第14号及び議第34号の補足説明を求めます。 建設課長 福井靖信君。
建設課長（福井靖信君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第13号、14号、34号の補足説明をさせていただきます。

	きます。 最初に、議第13号 七宗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改定に伴い、七宗町町営住宅管理条例第5条、入居者の資格、第2項第8号のイ、配偶者暴力防止法第10条第1項の後に同法第10条第2項を付け加える条例を制定するものであります。 次に、議第14号 七宗町町営単独住宅管理条例の制定については、この条例は公営住宅法の縛りのない町営単独住宅として、町内における住宅事情に対応するため、現在、山村留学の家族、地域協力隊の住居として使用している下中切地内の教員住宅を七宗町町営単独住宅として管理するために、条例を制定するものです。 最後に、議第34号 工事請負契約の変更契約の締結について補足説明させていただきます。 工事名、建工第10号 道路メンテナンス補助事業、大柿橋修繕工事については、国土交通省の指導により、国道進入路に誘導員の増員、地元協議により橋梁の土曜日曜、祝日、夜間の通行をするために足場増設等により、請負金額を7,810万円から8,161万2,300円に351万2,300円を増額し、当初、工期を令和6年3月22日までとしていましたが、令和6年5月31日まで延期する変更契約の締結について、七宗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。 以上で補足説明とさせていただきます。 よろしくお願いします。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第16号、議第23号及び議第24号の補足説明を求めます。 水道環境課長 石黒義仁君。
水道環境課長 （石黒義仁君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第16号、議第23号、議第24号につきまして補足説明させていただきます。 議第16号 七宗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、合併処理浄化槽の町管理分4

	軒の廃止と 3 軒の新規設置に係る町移管によるものでございます。 議第23号 令和 5 年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）につきまして、1 ページをご覧ください。 第 1 条は総則、第 2 条は業務予定量、第 3 条は収益的収入及び支出の補正予定額を定めており、第 1 款簡易水道事業、収益として、営業外収益281万4,000円の増額は、災害復旧による共済保険金で予定額計は 2 億1,575万9,000円であります。 第 2 款簡易水道事業費用として、営業費用521万8,000円の減額で、委託料動力費、工事請負費などの精査によるもので、予定額計は 2 億6,022万4,000円であります。 第 4 条は資本的収入及び支出の補正予定額を定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1,798万5,000円に消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,348万3,000円及び損益勘定保留金450万2,000円で補填するものであります。 第 3 款資本的収入として出資金600万円の減額、予定額計は 2 億2,970万9,000円であります。 第 4 款資本的費用として、建設改良費430万7,000円の減額で、委託料、工事請負費の精査によるもので、予定額計は 2 億4,769万4,000円であります。 第 5 条は、他会計からの補助金 1 億4,760万3,000円を 1 億4,160万3,000円に改めるものでございます。 続きまして、議第24号 令和 5 年度七宗町下水道事業会計補正予算（第 4 号）につきまして、1 ページをご覧ください。 第 1 条は総則、第 2 条は収益的収入及び支出の補正予定額を定めており、第 1 款下水道事業収益として、営業収益9,000円の増額、下水道排水指定店更新による手数料で、予定額計は 1 億9,323万4,000円であります。 第 2 款下水道事業費用として、営業費用154万9,000円の減額は、委託料、動力費、工事請負費などの精査によるもので、予定額計は 1 億9,595万2,000円であります。 第 3 条は資本的収入及び支出の補正予定額を定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2,415万1,000円で、引継金532万5,000円及び損益勘定保留金1,882万6,000円で補填するものであります。 第 3 款資本的収入として分担金 1 万5,000円の増額で、予定額
--	---

	計は2,070万2,000円であります。 以上、補足説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第25号の補足説明を求めます。 総務課長 亀山桂児君。
総務課長（亀山桂児君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第25号 令和6年度七宗町一般会計予算について補足説明させていただきます。 予算書1ページをご覧ください。 第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億6,000万円と定めるものであります。 第2条債務負担行為については、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について記載しております。 第3条地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法について記載しております。 それでは、予算書2ページ、第1表の歳入から説明いたします。 初めに、1款町税5億4,146万3,000円、前年度比1,325万5,000円の減額、率は2.4%の減となっており、1項町民税は1億2,753万9,000円、前年度比1,533万3,000円の減額については、定額減税の実施が主な要因となっております。 そのほかに、2項固定資産税3億8,792万3,000円、3項軽自動車税1,496万3,000円、4項たばこ税1,103万8,000円です。 次に、2款地方譲与税5,271万8,000円、前年度比1,028万3,000円の増額については、令和6年度から森林環境税が課税されるため、4項森林環境譲与税が前年度比709万6,000円の増額、2,484万6,000円となることが主な要因となっております。 そのほかに、1項自動車重量譲与税2,080万6,000円、2項地方揮発油譲与税706万6,000円です。 次に、3款1項利子割交付金11万8,000円、前年度比27万円の減額であります。 次に、4款1項配当割交付金208万7,000円、前年度比28万

	5,000円の増額であります。 次に、５款１項株式等譲渡所得割交付金196万5,000円、前年度比13万7,000円の増額であります。 次に、６款１項法人事業税交付金401万6,000円、前年度比197万1,000円の増額であります。 次に、７款１項地方消費税交付金8,005万3,000円、前年度比921万4,000円の増額であります。 次に、８款１項環境性能割交付金289万3,000円、前年度比6万円の増額であります。 次に、９款１項地方特例交付金1,408万9,000円、前年度比1,320万3,000円の増額については、定額減税実施に伴う町税の減収補填が主な要因となっております。 次に、10款１項地方交付税14億8,007万3,000円、前年度比3,704万5,000円の減額で、一定水準の行政サービスを提供するため、必要な財源保障機能により、国から配分される普通交付税が14億230万4,000円、また、特別交付税が7,777万1,000円であります。 普通交付税、14億230万2,000円。 失礼しました。 次に、11款１項交通安全対策特別交付金1,000円で、前年度と同額です。 次に、12款分担金及び負担金1,891万2,000円、前年度比693万6,000円の増額であります。 １項分担金700万8,000円。 ２項負担金1,190万4,000円で、派遣職員の人件費負担金の増額が主な要因となっております。 次に、13款使用料及び手数料2,047万9,000円、前年度比184万1,000円の増額、率で9.9%の増となっております。 １項使用料1,809万4,000円で、主なものは日本最古の石博物館入館料271万円、住宅使用料861万1,000円や道路使用料312万9,000円です。 ２項手数料238万5,000円で、主なものは戸籍手数料など211万7,000円です。 次に、14款国庫支出金３億979万5,000円、前年度比１億837万9,000円の増額、率で53.8%の増については、２項国庫補助金２億534万円で、主なものは、住民記録など地方情報シス
--	---

	テムの標準化によるデジタル基盤改革支援補助金や、貯水槽の新設に対する消防防災施設整備費補助金の増額が主な要因となっております。 そのほかに、1 項国庫負担金 1 億309万1,000円で、主なものは社会福祉費負担金7,444万1,000円や児童手当負担金2,077万3,000円です。 3 項国庫委託金136万4,000円で、主なものは、国民年金事務取扱費委託金111万8,000円です。 次に、15款県支出金 1 億7,891万円、前年度比1,597万1,000円の増額、率で 9. 8 %の増です。 1 項県負担金8,339万5,000円で、主なものは社会福祉費負担金3,722万円や保険基盤安定負担金2,854万5,000円です。 そのほかに、2 項県補助金8,028万円で、主なものは福祉医療費補助金1,634万6,000円、林道改良事業補助金などの林業費補助金1,537万2,000円、電源立地地域対策交付金1,269万1,000円です。 3 項県委託金1,523万5,000円で、主なものは、県民税徴収事務委託金496万8,000円や県知事選挙委託金550万1,000円です。 次に、16款財産収入989万5,000円、前年度比118万8,000円の増額、率で13. 6 %の増です。 1 項財産運用収入989万1,000円で、主なものは段之峰用地貸付料など土地建物貸付収入940万3,000円です。 次に、17款 1 項寄附金3,027万6,000円、前年度比7,000万2,000円の減額については、ひちそうまちづくり寄附金の減収が見込まれることが主な要因となっております。 次に、18款繰入金 3 億9,061万3,000円、前年度比 2 億3,326万円の減額については、2 項基金繰入金 3 億8,331万9,000円で、ひちそうまちづくり基金の取崩し 3 億7,329万2,000円の減額が主な要因となっております。 そのほかに、1 項特別会計繰入金729万4,000円です。 次に、19款 1 項繰越金9,671万8,000円、前年度比1,160万3,000円の増額です。 次に、20款諸収入6,232万5,000円、前年度比254万円の増額です。 1 項延滞金、加算金及び過料3,000円、そのほかに 2 項預金利
--	--

	子1,000円、3項貸付金元利収入1,450万円や、4項雑入4,117万円で、主なものはごみ袋代681万円や給食事業収入1,289万2,000円です。 5項受託事業収入665万1,000円については、後期高齢者保険事業と介護予防事業の一体的実施による事業収入です。 最後に、21款1項町債6,260万、前年度比330万円の減額です。 以上、歳入合計33億6,000万円であります。 予算書6ページ、歳出をお願いします。 まず初めに、令和6年度より会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給されることから、全体で1,782万3,000円の増額です。 また、住民記録など主要な20業務を、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行するためのシステム開発委託料を、全体で2,268万2,000円計上しております。 初めに、1款1項議会費5,070万5,000円、前年度比59万7,000円の増額で、主なものは人件費や議会映像配信サービス運用業務委託料であります。 次に、2款総務費6億7,950万4,000円、前年度比3,902万4,000円の減額です。 1項総務管理費5億5,800万3,000円で、主なものは合併70周年記念イベントを実施するための委託料220万円、基金への積立金として、公共施設等解体基金、ひちそうまちづくり基金や庁舎整備基金へそれぞれ3,000万円、また、令和8年度から七宗町の進むべき方向を示す第六次総合計画の策定に向けた支援業務委託料として726万円や、町営バスを更新するための車両購入費として778万9,000円です。 2項徴税費6,519万2,000円で、主なものは住民税定額減税に伴うシステム改修委託料110万円です。 3項戸籍住民基本台帳費3,657万円で、主なものは証明書の申請時にマイナンバーカードを活用して、書かない窓口の実現に向けた窓口申請書自動作成システム導入委託料543万4,000円です。 4項選挙費1,280万5,000円で、主なものは来年度執行予定の県知事選挙費556万2,000円や町長選挙費592万6,000円です。 そのほかに、5項統計調査費195万7,000円、6項監査委員費
--	--

	50万3,000円、7項交通安全対策費447万4,000円です。 次に、3款民生費8億5,078万9,000円、前年度比1億3,211万7,000円の増額です。 1項社会福祉費6億5,994万円、主なものは、地域福祉センター管理運営委託料1,237万6,000円や住民税均等割のみの課税世帯に対する給付金2,400万円です。 そのほかに、2項児童福祉費1億8,609万円で、主なものは保育所管理費として1億2,358万7,000円、3項災害救助費1,000円、4項国民年金事務費475万8,000円です。 次に、4款衛生費1億4,329万3,000円、前年度比326万3,000円の増額です。 1項保健衛生費6,594万4,000円で、主なものは带状疱疹ワクチン予防接種を含む予防接種委託料1,140万2,000円です。 そのほかに、2項清掃費7,734万6,000円、主なものは可茂衛生施設利用組合負担金2,755万円や、可燃物、不燃物などの収集委託料2,155万7,000円です。 3項公害処理費3,000円は前年度と同額です。 次に、5款労務費、1項労働諸費100万円は前年度と同額です。 次に、6款農林水産業費1億5,018万8,000円、前年度比2,132万9,000円の増額です。 1項農業費6,853万6,000円で、主なものは寺洞地内の水田を圃場整備するための設計業務に474万1,000円、飯高地内の農道北下り線の舗装工事など950万1,000円や、県営中山間地域総合整備事業負担金1,800万円です。 そのほかに、2項林業費8,165万2,000円で、主なものは林道天王山線待避所新設工事など1,732万3,000円や、林地台帳更新業務委託料563万2,000円です。 次に、7款1項商工費4,856万6,000円、前年度比295万6,000円の増額で、主なものはロックタウンプラザの指定管理料1,030万、飛水峡への乗り入れ道路の修繕設計委託料496万8,000円です。 次に、8款土木費4億436万4,000円、前年度比1億1,430万4,000円の増額です。 1項土木管理費4,529万5,000円の主なものは、地積調査業務委託料として1,190万8,000円です。 そのほかに、2項道路橋梁費2億5,071万3,000円で、主なも
--	---

	のは、町民の安心・安全な生活を確保するため、岐阜県管理道路沿いの樹木を伐採する委託料311万8,000円。 ライフライン保全対策関連業務委託料836万1,000円、町道の路側修繕工事など9,282万6,000円や橋梁の長寿命化を図るメンテナンス事業として、飯高橋・大柿橋修繕工事に7,539万4,000円です。 3項河川費769万6,000円、4項住宅費1億66万円で、主なものは、中麻生地内に建設する町営住宅の建設費として8,940万6,000円です。 次に、9款1項消防費2億3,865万6,000円、前年度比8,716万3,000円の増額で、本郷地内に新設する飲料水兼用耐震性貯水槽の工事費7,416万2,000円が主な要因となっております。消防団員報酬費等749万3,000円や可茂消防事務組合負担金1億744万5,000円などです。 次に、10款教育費3億4,318万円、前年度比944万9,000円の増額です。 1項教育総務費1億932万5,000円、主なものは、スクールバスの更新による公用車購入費838万2,000円や、学校統合に向けた統合費として1,164万円です。 そのほかに、2項小学校費3,337万、3項中学校費4,715万9,000円の主なものは、教職員用パソコンの借上料や学校施設の維持管理費などです。 4項社会教育費5,946万1,000円の主なものは、神湊コミュニティセンター1階の女性用トイレを洋式化するための改修工事費など684万2,000円、5項保健体育費9,386万5,000円の主なものは、レッキーマラソン開催に係る経費465万や学校給食を提供するための材料調達、賄材料費や光熱水費など3,213万円です。 次に、11款災害復旧費1万4,000円です。 次に、12款1項公債費1億8,955万6,000円、前年度比1,416万2,000円の減額で、長期償還金の元金、利子の支払いです。 次に、13款諸支出金2億5,305万7,000円、前年度比2,144万7,000円の減額です。 主なものは、簡易水道事業会計への補助金1億534万6,000円、下水道事業会計への補助金8,400万9,000円です。 最後に、14款1項予備費712万5,000円、前年度比354万3,000
--	---

	円の減額です。 以上、歳出合計33億6,000万円でございます。 続きまして、9ページをお願いします。 第2表債務負担行為をお願いします。 初めに、七宗町小規模企業者支援融資利子補給金において、期間を令和6年度から5年以内と定め、限度額を借入額300万円を限度とし、年利率2%以内とするものです。 次に、みのかも定住自立圏共生ビジョン事業負担金において、期間を令和5年度から令和7年度までと定め、限度額を133万3,000円とするものです。 次に、標準準拠システム開発委託において、期間を令和6年度から令和7年度までと定め、限度額を1,111万円とするものです。 続きまして、10ページをお願いします。 第3表地方債です。 起債の目的は、過疎対策事業債の限度額を6,260万円と定め、起債の方法を証書借入とし、利率は3%以内であります。 償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定する者による、ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、また繰上償還もしくは低利に借換えすることができると定めるものです。 以上で補足説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	お諮りいたします。 これより暫時休憩としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認め、暫時休憩をすることにします。 再開時間は12時45分とします。 よろしくお願いします。
	（午後0時00分 休憩） （午後0時45分 再開）

議長（福井徳一君）	休憩前に続き会議を開きます。 それでは、議第26号及び議第28号の補足説明を求めます。 住民課長 安江英樹君。
住民課長（安江英樹君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第26号及び議第28号について補足説明をさせていただきます。 初めに、議第26号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算について補足説明させていただきます。 予算書の133ページをご覧ください。 第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億2,000万円と定めるものです。 また、第2条のとおり、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入れすることができる一時借入金の最高額は3,000万円と定めるものです。 次に、134ページをご覧ください。 歳入をご説明いたします。 1款1項国民健康保険税の本年度予算額は8,823万3,000円で、前年度予算額より309万円の減額としています。 その要因は、被保険者数の減少に伴う保険税の収入減を見込んでおります。 2款1項手数料5万円は督促手数料です。 3款2項国庫補助金6,000円は、主に出産育児一時金補助金を見込んでおります。 4款1項県補助金は3億4,879万7,000円で、前年度から1,828万3,000円の減額でございます。 その要因として、一般被保険者の療養給付費の減少を見込んでおります。 5款1項財産運用収入1万6,000円は基金の積立利子収入で、前年度と同額です。 6款1項繰入金3,888万5,000円は、主に保険基盤安定繰入金です。 前年度から452万5,000円の増額を見込んでおりますが、国民健康保険標準システムの開発業務をはじめとした委託料の増加が主な要因です。 7款1項繰越金4,399万9,000円は、前年度からの繰越金で、

	3,685万3,000円の増額を見込んでおります。 8 款諸収入は1 万4,000円で、前年度と同額です。 次に、136ページの歳出をお願いいたします。 1 款総務費1,037万円は、前年度から431万円の増額です。 主な要因は、国民健康保険標準システムの開発業務をはじめとした委託料の増加によるものです。 2 款保険給付費 3 億3,438万2,000円は、被保険者数の減少により、前年度から2,120万円の減額を見込んでおります。 3 款国民健康保険事業費納付金 1 億905万2,000円は、前年度から649万円の増額で、一般被保険者の医療給付費の増加を見込んでおります。 5 款保健事業費705万2,000円は、前年度から31万7,000円の増額です。 特定健康診査委託料の増加が主な要因です。 6 款基金積立金3,801万7,000円は、前年度から3,799万9,000円の増額で、七宗町国民健康保険基金に積み立てる予算を計上しております。 8 款諸支出金 1 万6,000円は、過誤納還付金等を計上しています。 9 款予備費2,066万1,000円は、前年度から772万1,000円の減額としております。 次に、議第28号 令和6 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。 予算書の187ページをご覧ください。 第1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,300万円と定めるものです。 次に、188ページの歳入をご説明いたします。 1 款 1 項後期高齢者医療保険料の本年度予算額は5,493万6,000円で、前年度予算額より641万5,000円の増額としています。 その要因は、被保険者数の増加に伴う保険料の収入増を見込んでおります。 2 款 1 項手数料 1 万円は督促手数料です。 3 款 1 項委託金277万2,000円は、後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施している特定健康診査等に係る委託金で、前年度から96万8,000円の増加を見込んでいます。
--	--

	口腔健康診査の対象者数を拡大したことが要因の一つであります。 4 款 1 項繰入金396万9,000円で、前年度から324万8,000円の増額としています。 主な要因は、事務費に関する繰入額の増加です。 5 款 1 項繰越金430万6,000円は、前年度に比べ63万1,000円の減額となっております。 6 款諸収入7,000円は前年度と同額です。 次に、189ページの歳出をお願いいたします。 1 款総務費307万円は、前年度から125万4,000円の増額です。主な要因は後期高齢者医療標準システムの開発業務委託料によるものです。 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金8,249万円は、前年度から842万3,000円の増額となっております。 被保険者数の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合に支払う納付金の増加が主な要因です。 3 款 1 項保健事業費316万3,000円は、前年度から96万5,000円の増額で、口腔健康診査委託料の増加を見込んでおります。 4 款諸支出金 5 万1,000円は、過誤納還付金等を計上しております。 5 款予備費422万6,000円は、前年度から69万1,000円の減額です。 以上で補足説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第27号の補足説明を求めます。 健康福祉課長 杉本泰幸君。
健康福祉課長 （杉本泰幸君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第27号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計予算について補足説明させていただきます。 予算書155ページをお願いします。 第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,000万円と定めるものです。 一時借入金については、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入れの最高額は2,000万円と定めております。

	それでは、156ページ、主な歳入について説明をさせていただきます。 1 款介護保険料 1 億1,553万3,000円は、前年度比288万5,000円の増額となっており、所得段階別介護保険料の設定見直しが主な要因となっています。 2 款使用料及び手数料は 3 万円です。 3 款国庫支出金 1 億5,579万5,000円は、前年度比692万5,000円の減額です。 主に居宅介護給付費負担金の減額によるものです。 4 款支払基金交付金 1 億5,588万5,000円は、前年度比577万6,000円の減額となっており、介護給付費交付金の減額によるものです。 5 款県支出金8,832万2,000円は、前年度比310万5,000円の減額につきましても、主に居宅介護給付費負担金の減額によるものです。 6 款財産収入は1,000円です。 7 款繰入金9,355万8,000円は、前年度比196万8,000円の減額です。 居宅介護給付費繰入金の減額が主な要因です。 8 款繰越金2,982万9,000円は、前年度比1,944万3,000円の増額です。 9 款諸収入104万7,000円は、前年度比43万2,000円の増額です。 以上、歳入合計 6 億4,000万円でございます。 次に、158ページの主な歳出について説明します。 1 款総務費967万円は、前年度比 5 万3,000円の増額です。 2 款保険給付費 5 億6,776万6,000円は、前年度比2,049万6,000円の減額です。 主に居宅介護サービス給付費の減額によるものです。 3 款財政安定化基金拠出金は1,000円です。 4 款基金積立金は300万2,000円です。 5 款地域支援事業費3,155万7,000円は、前年度比148万6,000円の増額です。 職員の人件費が主な要因です。 6 款諸支出金1,502万5,000円は、前年度比1,496万2,000円の増額です。
--	---

	主に介護サービス給付費に係る国庫支出金等前年度返還金です。 7 款予備費1,297万9,000円は調整によるものです。 以上、歳出合計 6 億4,000万円でございます。 以上、補足説明とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第29号の補足説明をお願いします。 支所長 加納和敏君。
支所長（加納和敏君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第29号 令和 6 年度七宗町神湊財産区特別会計予算の補足説明をいたします。 令和 6 年度予算書の199ページをご覧ください。 第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ130万円と定めるものです。 次に、予算書200ページをご覧ください。 歳入予算につきまして、主なものは、3 款繰入金90万円は、基金の取崩しです。 5 款諸収入35万1,000円は、シキミ、マツタケの購買を見込んでおります。 次に、予算書201ページをご覧ください。 歳出予算につきましては、主なものは、1 款総務費96万6,000 円で委員報酬等に充てるものです。 2 款農林業費22万2,000円は、委員の保険料等です。 3 款予備費11万2,000円を見込んでおります。 以上で補足説明とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第30号及び議第31号の補足説明を求めます。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（補足説明のため登壇） それでは、議第30号と議第31号の補足説明をさせていただきます。 初めに、議第30号 令和 6 年度七宗町上麻生財産区特別会計予算。 予算書は207ページをご覧ください。

	第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9万7,000円と定めるものとございます。 続きまして、208ページをご覧ください。 歳入予算、主なものは、2款財産収入で2万2,000円、4款繰越金で7万1,000円を見込んでおります。 続きまして、209ページをご覧ください。 歳出予算、主なものは、1款総務費、1項総務管理費で6万5,000円、これについては、管理会委員への報酬が5万7,000円を見ております。 3款予備費については、歳入予算との調整で3万円を見込んでおります。 以上が議第30号の補足説明となります。 次に、議第31号 令和6年度七宗町中麻生財産区特別会計予算の補足説明をさせていただきます。 予算書は215ページ、第1条に歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ71万3,000円とするものとございます。 216ページをご覧ください。 歳入予算、主なものは、3款繰越金で70万8,000円を見込んでおります。 次に、217ページになります。 歳出になりますが、中麻生財産区につきましては主立った活動を予定しておりませんので、歳入予算との調整による3款で予備費として70万9,000円が主な歳出ということになります。 以上で補足説明を終わります。
議長（福井徳一君）	続きまして、議第32号及び議第33号の補足説明を求めます。 水道環境課長 石黒義仁君。
水道環境課長 (石黒義仁君)	(補足説明のため登壇) それでは、議第32号、議第33号につきまして補足説明させていただきます。 議第32号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計予算につきまして、予算書1ページをご覧ください。 第1条は総則、第2条は業務の予定量としまして、給水戸数1,642戸、年間総給水量69万3,000立米、1日平均給水量1,899

	立米を予定しております。 第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めており、第1款簡易水道事業収益の総額は2億5万2,000円で、収入の主なものは、第1項営業収益で、使用料及び手数料7,557万8,000円、第2項営業外収益では、他会計補助金、県補助金、長期前受金戻入など1億2,447万4,000円であります。 第2款簡易水道事業費用の総額は2億6,822万9,000円で、支出の主なものとして、第1項営業費用として、委託費及び工事請負費で3,466万7,000円、動力費1,251万6,000円、検査手数料780万4,000円、減価償却費1億5,051万3,000円。 第2項営業外費用は、企業債利息648万8,000円、第4項予備費で400万円であります。 第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めており、第3款資本的収入の総額は2億1,702万円で、収入の主なものは、第1項企業債、第2項支出金、第4項補助金で2億1,688万8,000円です。 第4款資本的支出の総額は2億1,684万円で、支出の主なものは、第1項建設改良費で、麻生給水区域、中神淵給水区域における交付金を活用した水道管布設替工事など1億9,467万9,000円。 第2項企業債償還金2,216万1,000円であります。 2ページをご覧ください。 第5条から第7条では、企業債、一時借入金の限度額及び各項の金額流用することができる場合に関することを定めるもので、第8条は議会の議決を得なければ流用することができない経費職員給与費2,894万6,000円とするもので、第9条他会計からの補助金を受ける金額として1億534万6,000円でございます。 続きまして、議第33号 令和6年度七宗町下水道事業会計予算につきまして、予算書1ページをご覧ください。 第1条は総則、第2条は業務の予定量としまして、排水区域285ヘクタール、年間有収水量22万6,000立米、1日平均有収水量620立米を予定しております。 第3条は収益的収入及び支出の予算額を定めており、第1款下水道事業収益の総額は1億5,295万3,000円で、収入の主なものは、第1項営業収益として、使用料及び手数料2,870万
--	---

	6,000円、第2項営業外収益では、他会計補助金、県補助金、長期前受金戻入などで1億2,424万7,000円であります。 第2款下水道事業費用の総額は1億8,454万円で、支出の主なものは、第1項営業費用で委託及び工事費の処理施設、機械設備などで6,029万9,000円。 動力費1,047万3,000円、修繕費1,069万7,000円、減価償却費6,637万5,000円であります。 第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めており、第3款資本的収入の総額は4,901万8,000円で、主なものは、支出金で4,786万8,000円で、支出の主なものは、第1項建設費と第2項企業債償還金で4,901万4,000円であります。 2ページをご覧ください。 第5条から第7条では、企業債、一時借入金の限度額及び各項の金額を流用することができる場合に関することを定めるもので、第8条議会の議決を得なければ流用することができない経費は職員給与費1,888万7,000円とするもので、第9条他会計からの補助金を受ける金額として8,400万9,000円であります。 以上、補足説明とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	これより議案に対する質疑を行います。 質疑は質問席で行ってください。 最初に、何点質疑があるかを述べ、1議題ずつ質疑をお願いをいたします。 それでは、質疑はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 お諮りいたします。 承認第1号及び議第1号から議第35号までは、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>

令和6年七宗町議会第1回定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和6年3月6日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	3月15日 午後1時30分
出 席 議 員	1番 古田好文君、2番 堀部勝広君、3番 松山成美君、 4番 市川裕隆君、5番 大鋸利光君、6番 中島寛直君、 7番 加納忠良君、8番 福井徳一君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 山田俊也君、参事兼ふるさと振興課長 林佳成君、 総務課長 亀山桂児君、建設課長 福井靖信君、 支所長 加納和敏君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、住民課長 安江英樹君、 健康福祉課長 杉本泰幸君、教育課長 渡辺岳志君、
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 佐伯義則君 記録 後藤美智代君
七宗町議会議員提出議案の題目（追加）	
	な し
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	

	日程第 1．町政一般に対する質問 日程第 2．承認第 1 号 議第 1 号から議第 3 5 号まで
議 事 の 経 過	
開 議	午後 1 時 3 0 分
議 長（福井徳一君）	皆さん、こんにちは。 本日は、令和 6 年七宗町議会第 1 回定例会の最終日となります。 よろしくお願いをいたします。 ただいまの出席は 8 名で、定足数に達しております。 これより本日の会議を開きます。 諸般の報告を事務局長より行います。
局 長（佐伯義則君）	諸般の報告を申し上げます。 議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。 以上でございます。
議 長（福井徳一君）	日程第 1、町政一般に対する質問を行います。 発言の通告がありますので、順次発言を許します。 質問は質問席でお願いをいたします。 初めに、議席番号 2 番 堀部勝広君。
2 番（堀部勝広君）	（質問のため登壇） 議席番号 2 番 堀部勝広。 議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って 3 問質問させていただきます。 まず初めに、元日に起こりました能登半島地震によりお亡くなりになりました方々に、謹んでお悔やみ申し上げます。 また、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。 今回の能登半島地震を機に、町内の防災に対する備えを考察すると、来年度、非常時に飲料水として使用もできる防火水槽を上麻生駅付近に設置する計画をしています。

	また、移動式で濁った水を飲料水にするろ過装置、アクアレスキューも所有しています。 そして、小回りの利いた防災が行われるよう、各地区に自主防災組織を設けるための設立支援も行っています。 さらに、自治体、企業、団体と被災時の支援協定も結ぶなど、様々な対策を講じています。 こうした中、さらに、医薬品を十分に確保できる体制を整えると、災害時において非常に心強く、住民の安心につながると考えますが、どのような取り組みをされているかお答え願います。 また、避難所として使われる公共施設のライフラインの確保は重要な課題であり、太陽光発電と蓄電の仕組みが有効な手段と考えます。 政府もその必要性を認め、2030年までに50%、2040年には100%の設置目標を立て、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の制度をつくり支援しています。 町民の命をつなぐライフラインの確保について、どのようなことが検討されているか、お答え願います。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 総務課長 亀山桂児君。
総務課長（亀山桂児君）	（答弁のため登壇） 堀部議員さんのご質問にお答えいたします。 現代社会において、電気は、照明をはじめ、空調や携帯電話の充電に使うなど、生活するためには大切なライフラインの一つです。 しかし、大規模災害時には送電線が寸断されるなど、電気が使用できなくなることがあります。 そのようなときでも、電気を確保することはとても重要だと考えております。 ご質問にあります避難所が停電した場合の電源確保として、太陽光発電及び蓄電池の活用についてですが、避難所に指定しています木の国七宗コミュニティーセンター、神淵コミュニティーセンターには、令和元年度に可動式の発電機を配備しており、避難所内の一部の照明及びコンセントに電気が供

	給できるよう、停電対策事業を実施しております。 また、福祉避難所として指定していますサンホーム七宗には、施設内の照明やエアコンが使用できるよう、令和３年度に自家発電装置を設置しておりますので、停電時でも電源を確保することができます。 なお、神湊、上麻生中学校や消防団の第１、第４分団の詰所に設置されている太陽光パネルで発電した電気は、接続されているコンセントから使用することができます。 今後、その他の公共施設において、災害時のライフラインを確保するため、補助金を活用しながら、導入について検討していきたいと思っております。 また、災害時における各種団体との応援協定等につきましては、現在、岐阜県をはじめ、電力会社、情報通信関連会社やホームセンターなど37の企業や団体と協定を締結しております。 このような状況の中、ご質問にもあります医薬品の確保につきましては、現在、一つの事業者と医薬品などの供給に関する協定を結ばせていただいております。 さらに、隣接する町に店舗を構えるドラッグストアから、災害時における生活物資の供給について前向きなお話をいただき、現在、締結に向けて調整を行っているところであります。協定の締結後は、店舗に保有する市販薬、食料品並びにティッシュペーパーなどの日用品を供給していただけることから、災害時に対する備えとして、少しでも安心していただけるように、早期の締結に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	堀部勝広君。
２番（堀部勝広君）	（質問のため登壇） 今回の質問を機に、医薬品等の供給に関する協定に取り組んでいただき、ありがとうございました。 引き続き締結に向け、ご尽力願います。 続きまして、指定ごみ袋の価格についてお尋ねします。 七宗町で生活していく上で、指定ごみ袋の購入は免れないことですが、その価格を下げることは可能ですか。

	ごみ袋の価格は各市町村様々で、可燃ごみ大の袋で可茂管内の価格比較をしてみると、10枚300円から1000円と開きがあり、七宗町は700円で中位にあります。 しかし、可茂衛生施設利用組合の施設を共同で利用、運営しているため、各市町村施設利用に関しては同条件と考えられます。 このため、ごみの出し方や袋の発注方法等の改善をすれば、価格を改定する余地はあるのではないのでしょうか。 価格を下げると、改善の度合いによっては、町の財政負担は少し増えますが、全世帯に行き届く施策であり、物価の上昇が今後も続くと予想される中、住民の負担軽減策として有効な施策と考えますが、指定ごみ袋の価格見直しは可能かどうかお答え願います。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 水道環境課長 石黒義仁君。
水道環境課長 （石黒義仁君）	（答弁のため登壇） それでは、指定ごみ袋価格改定について答弁させていただきます。 ごみ処理につきましては、2市2郡で構成されている可茂衛生施設利用組合にて処理しております。 令和4年度では、ごみ袋1枚当たり425円の処理費がかかっており、そのうちごみ袋製作費は15円です。 ごみ処理に係る費用は、可茂衛生施設利用組合負担金、ごみ袋製作費、ごみ袋取扱手数料、収集運搬費の合計額で3,048万3,685円です。 町民から頂いた手数料は590万5,500円となっています。 ごみ袋の価格につきましては、過去に価格改定も行っており、平成8年4月より35円を50円、平成19年4月より50円を70円と値上げし、現在に至っております。 その間に小袋40円を追加しており、平成25年4月にはその他プラスチック袋、令和4年4月には特定ごみシールを新しく追加しております。 管内市町村の可燃・不燃ごみの袋の価格状況は、本町ごみ袋1枚当たり70円で、美濃加茂市、富加町30円、可児市31円、

	坂祝町40円、川辺町50円、御嵩町70円、八百津町、東白川村80円、白川町100円となっております。 令和4年度ごみ袋販売実績より、ごみ袋の価格を見直した場合は、1袋70円を60円にした場合、95万100円、50円にした場合、190万200円の町費負担の増額となります。 将来、可茂衛生施設利用組合の処理場建設改修や建設費に係る負担金などからの費用増加や、ごみ袋を安価にすることによりごみの増加にもつながることも懸念されるほか、過去のごみ処分費の高騰、搬出量も考慮し、1袋の価格を高くした経緯を考えますと、価格の改定につきましては慎重に検討していければと考えております。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	堀部勝広君。
2番（堀部勝広君）	（質問のため登壇） それでは、私から一つ提案があります。 ごみ袋に広告を掲載し、その広告料でごみ袋の価格を下げる検討を提案して、次の質問に移らせていただきます。 七宗町は、周囲を山々に囲まれ、約91%の面積を森林が占める自然豊かな町です。 森林は、水源の灌水や地球温暖化防止、林産物の供給など多面的機能を有しており、住民生活及び経済に大きく貢献するものと思います。 しかしながら、実情は、所有する山の境も分からず、手入れの仕方も分からなければ、足を運ぶこともほとんどない所有者が多く、森林整備は行き届かず、負の財産と化しているところが多いと思われます。 そこで質問です。 森林整備を進め、山々を持続的に価値あるものにし、七宗町の特色である森林を生かした希望に満ちたビジョンは明確でしょうか。 そして、そこに向かっていくための具体的なプランはありますか。 私の考えているプランを聞いてください。 町有林や私有林で森林整備をするフィールドを募集します。

	応募があったフィールドと、森林の環境整備により社会貢献を考えている企業、従業員の福利厚生につなげようとしている企業、そして間伐材の利用を考えている企業に、ホームページなどを利用し案内し、両者の橋渡しに取り組み、企業、団体の資金援助と補助金を使って森林整備を行い、創出される二酸化炭素削減をクレジット化し、協定を結んでいただいた企業に還元します。 そして、森林整備は地元業者に委託することで、雇用に結びつけます。 このような事業を創設すれば、森林が多いことこそが七宗の魅力と言えるまちづくりが可能になると思います。 このプランはいかがでしょうか、お答え願います。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁のため登壇） それでは、森林環境整備促進について答弁をさせていただきます。 豊かな緑と清らかな水に恵まれ、四季折々に美しい自然の表情が楽しめるまちとして売り出ししている七宗町ではありますが、ご質問にありますように、森林整備が行き届かず、かつては財産と言われた山も、今ではその価値を失ってしまいました。 そんな中、再びよみがえらせ、持続的に価値があるものにするため、私有林の一部では、林業事業体を通じ経営計画を立て、森林の整備を行っているところでございますが、ご質問にもあります森林整備に対する明確なビジョンはないのが現状でございます。 今後は、山林所有者に対する意向調査などを着実に進め、森林整備の具体的なプランの作成に努めてまいりたいと考えております。 また、ご提案の、企業の社会貢献や従業員の福利厚生を兼ねた森林整備、俗に言う企業の森については現在、一つの企業様と調整を行っているところでありますが、近隣市町村では多くの企業が参画し森林整備を行っており、整備作業に訪れ

	た方がその地域で買い物や飲食などをするこゝで、よい経済効果をもたらしているところもあると伺っておりますし、その森林整備活動が環境問題に沿った取り組みともなれば、企業様にとっても有意なことになると考えます。 また、具体的な話になりましたら、逐次、ご報告申し上げたいと思いますが、今後も多くの企業様に参加していただけるような取り組みをしてまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	堀部勝広君。
2 番（堀部勝広君）	（所見） 多くの企業とつながりを持つことは、他の面でも多くのチャンスに結びつく可能性があると考えています。 ぜひ契約が進むことを期待して、質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。
議長（福井徳一君）	続きまして、議席番号1番 古田好文君。
1 番（古田好文君）	（質問のため登壇） 議席番号1番 古田好文。 よろしくお願いいたします。 食品スーパー誘致について。 12月定例会で、ふるさと振興課長より答弁で、9月に採用した地域おこし協力隊員が、各地区で、七宗町社会福祉協議会が開催され、茶話会などにお邪魔して参加者からお話を伺っており、今、その結果を整理しつつ、スーパーの出店や買い物支援について協議しているところでございますと伺いましたが、その後、何か進展はございましたでしょうか。 結論を急ぎ求めているのではなく、今後、活動の参考になればと考えております。
議長（福井徳一君）	答弁をお願いします。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。

参事兼ふるさと振興課長 (林佳成君)	(答弁のため登壇) それでは、食品スーパーの誘致について答弁をさせていただきます。 まずは、お尋ねの地域おこし協力隊につきましては、先月までに七宗町社会福祉協議会が町内19か所で開催をされました茶話会等に参加をさせていただき、延べ180名ほどの方々から、買い物の状況や日々の生活での困り事についてお話を聞いており、その結果としましては、まず、買い物については、まだご自身やご家族の車の運転をすることができる人があるということで、特に困ってはいないと。 ですが、将来的には車の運転ができなくなったりしたら困るだろうと不安視をされている方が多かったようでございます。 また、スーパーの出店につきましては、先日、某ドラッグストアの関係者とお会いする機会がありまして、出店するには人口規模が3,000人から3,500人であったり、交通量の問題とか、クリアしなければならない条件が多くありますので、慎重に調査させていただきたいというお言葉をいただいております。 調査結果につきましては、追って何らかのご報告がいただけるのではないかと考えております。 いずれにしましても、食品スーパーの誘致を行政が取り組むには、関係者との協議はもとより、何よりも地域住民の総意が重要だと考えます。 ご質問にもありますように、結論を急ぎ求めるのではなく、住民ニーズや生活環境の変化などに着眼しながら進めてまいりたいと考えますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	古田好文君。
1 番（古田好文君）	(質問のため登壇) ご答弁ありがとうございました。 次の質問を進めさせていただきます。 ロックタウンプラザ売り場改善、テナント誘致について。 12月定例会でふるさと振興課長より、売り場改善の答弁で、

	11月24日に七宗町ふるさと開発の取締役会があり、出席した取締役からも、ここで思い切った改革をしないといけないのではとの意見も出されましたが、結局、結論に至らずと説明いただきました。 取締役会が売り場改善の協議をしていただき、少し前に進めたことに非常に感動しましたが、その後、進捗はいかがでしょうか。 七宗町ふるさと開発の取締役や有志の方との話し合いなど、教えていただきたいと思います。 なお、道の駅ロック・ガーデンひちそう休憩所の裏側空き地スペースに足湯を設置して、飛騨川の景観を町民、観光客に楽しんでもいただく件など、引き続き国土交通省との話し合いをよろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁のため登壇） それでは、ロックタウンプラザの売り場改善、テナント誘致について答弁をさせていただきます。 まずは、日頃から七宗町の玄関口である道の駅ロック・ガーデンひちそうの運営並びにロックタウンプラザの経営に対し、お気に止めていただきましてありがとうございます。 ご存じのこととは存じますが、観光客の数は徐々に多くなってきており、土曜日、日曜日あたりは大勢の方にお寄りいただいております、大変ありがたいと思っていますところでございます。 さて、今後の運営について、ロックタウンプラザの取締役会での協議に対するご質問ですが、去る1月30日に急遽、取締役にお集まりをいただき、人事案件について協議を行いました。その後、進展はございませんでした。 しかしながら、看板を新調したり、トイレ使用上の注意事項を英語表記と中国語表記で掲示したり、店舗内メニュー表を外国人観光客用に英語表記と中国表記にするなど、ささやかではございますが日々改善に努め、1人でも多くの方にご来店いただけるよう努めているところでございます。 また、道の駅情報管理棟の利活用については、以前にもご質

	問をいただきましたが、管理者である国土交通省岐阜国道事務所へ確認をしたところ、区域的には道路扱いとなる部分なので、商売で利用することはできないとのことでした。 よって、道の駅情報管理棟では出店等とはできないものと判断しておりますが、地域のにぎわいの場が創出できるよう検討してまいりたいと考えます。 また、足湯のお話でしたが、給排水の問題や衛生面の問題など、課題がたくさんあるように感じておりますが、今後も引き続き施設の周辺整備を含め、検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	古田好文君。
1 番（古田好文君）	（所見） ご答弁ありがとうございました。 最後に、これ、私のまた思いの表明なんですけども、議員になり、半年がたちました。 次回の一般質問にはさらに力強い活動をいたしますので、ぜひともよろしくお願いいたします。 加納町長、より一層力強いご支援を、よろしく今後もお願いいたします。 私からは以上でございます。
議長（福井徳一君）	続きまして、議席番号 3 番 松山成美君。
3 番（松山成美君）	（質問のため登壇） 3 番 松山です。 議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問させていただきます。 自然災害によって倒木のおそれのある危険木、支障木の伐採撤去についてお尋ねをさせていただきます。 町内の道路は、山あいを縫うように走っています。 暴風雨、大雪等の自然災害による倒木によって、道路の通行が寸断、停電などの被害が発生することを抑止するため、町は、電力会社とライフライン保全対策事業に関する協定を締

	結され、取り組んでいただいております。 事業は、公道の配電設備、周辺の倒木のおそれのある立ち木を、所有者より伐採承諾を取り、作業を進めていただいております。 自然災害によるライフラインの機能が損なわれることのないよう、被害を最小限にするための予防の取り組みを行っていただいておりますこと、ありがとうございます。 そこで質問ですが、配電設備周辺の取り組みについては、本事業において実施することができますが、配電設備、周辺以外のエリアについての町の単独事業にはなりますが、危険木や支障木の伐採撤去についての取り組みができないか、お考えをお聞かせください。 倒木や落石による通行止めをできる限り小さくする予防的な取り組みを広げていただきたいと思います。 例えば道路境界より5メートルとか10メートルの幅で、所有者の承諾を取ることができれば、町により伐採し、費用については町が負担する。 ただし、立木等の補償は行わない。 道路脇の森林の支障木を一定の幅伐採することにより、交通安全の確保と森林景観、それから環境美化にもつながります。 道路空間が広くなり、見通しもよくなり、冬季の路面の除雪作業、また凍結の抑制にもつながると考えますが、幹線町道や集落間を結ぶ峰越林道について、このような取り組みができないか伺います。 以上です。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 建設課長 福井靖信君。
建設課長（福井靖信君）	（答弁のため登壇） 自然災害によって倒木のおそれのある危険木、支障木の伐採撤去について答弁させていただきます。 本町においては令和2年より、電力会社とライフライン保全対策事業に関する協定を締結し、岐阜県及び電力会社から補助を受けて、電線に支障となる町道沿いの危険木、支障木の伐採を進めております。

	また、昨年からは、岐阜県管理道路沿いの危険木、支障木の伐採についても、県の補助を受け、計画的に伐採を進めており、本年度からはさらに電力会社の補助も受け、事業を推進しております。 事業遂行に当たっては、地権者に事業趣旨をご理解いただき、無償で伐採の承諾を得て、道路、電線等への影響範囲外も含め、伐採を行わせていただき、ライフラインの保全や道路空間、視距の確保に努めております。 この補助金につきましては期間が限定されたものと伺っており、現在は、優先的に補助金の対象となる路線を実施させていただいております。 補助対象路線完了後、必要に応じ町単独予算を認めていただける路線についても、予防的に伐採整備を実施していきたいと考えております。 また、対象外の路線につきましては、現在も道路パトロールや利用者からの情報を基に、危険木の除去等は随時実施しており、災害時の避難道路確保、通行の安全、さらに停電の軽減など、道路管理をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いして答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	松山成美君。
3 番（松山成美君）	（質問のため登壇） ありがとうございました。 少し再質問させていただきます。 ライフライン保全対策事業について、期限のある補助金を使用し、対象となる路線エリアを計画的に、地権者の方のご理解、ご協力をいただいて進めてみえること、大変よく分かりました。 補助制度に該当する路線やエリアでは、しっかりとその事業の目的が達成できるよう、事業推進をよろしくお願いします。 それでは、一つ、個人の住宅また住居付近において、倒木のおそれのある危険木、支障木の伐採撤去を行うことができないか、お尋ねをしたいと思います。 事業や補助制度があるのかお尋ねしたい。 建物に被害が及ぶような立ち木を伐採することは、誰もが簡

	単にできることではありません。 専門の知識や技能を有していないと大変危険な作業です。 倒木によって住居、住宅への被害を未然に防ぐことは、町民が安心して安全に生活できる環境の保全、適正な里山環境を維持するためにも、大変大切なことと考えております。 住居、住宅付近の倒木のおそれのある危険木の伐採処分について、実施可能な事業や補助制度について必要と考えますが、町の取り組みの状況、それから町の考え方をお聞かせください。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁のため登壇） それでは、自然災害によって倒木のおそれのある危険木、支障木の伐採撤去についての再質問に答弁をさせていただきます。 個人の住居、住宅付近にある危険木や支障木の撤去に伴う補助制度や事業についてのご質問ですが、まず、原則論としては、森林所有者が伐採等の対応に当たっていただきたいと思いますと考えますが、ご質問にもありますとおり、樹木が成長し過ぎて、専門の技能を有する人しか伐採ができないような状況下になってしまっていることを考えると、何らかの対応が必要であると思っております。 そこで、町としましては、各地区区長様から、住民の総意をもって出された要望書を持って対応することにしており、現地を確認し、聞き取り調査等を行った上で、県当局とも協議しながら対応をしているところでございます。 ちなみに、令和5年度は、神淵寺洞地内、上麻生戸刈地内、中麻生下地内の3か所において、清流の国ぎふ環境基金事業の危険木除去タイプと森林地域外危険木除去タイプを実施しているところでございます。 また、補助事業につきましては、現在、七宗森林造成組合の組合員さんに限っては、自伐林家型地域森林事業として、山林所有者がご自身で間伐をされた場合に補助金をお出しする事業はありますが、今後は、森林環境譲与税を活用しながら、

	個人の方の間伐事業に対する補助や危険木等の伐採、除去についても補助ができるような仕組みを確立してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	松山成美君。
3 番（松山成美君）	（所見） いろいろと細かいことを質問したようですが、案外、うちの町七宗町は高齢化が進んでおり、ほったらかしになっておった住宅周りの木々がもう屋根を飛び越すような高さ、10メートルを超えるような木に育っておるというような中で暮らしてみえる方も見えますので、補助制度も、そういう補助制度もうまく創設していただいて、安心して安全なまちづくりをよろしくをお願いします。 ありがとうございました。
議長（福井徳一君）	それでは、続きまして、議席番号4番 市川裕隆君。
4 番（市川裕隆君）	（質問のため登壇） 議長よりお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。 3点質問させていただきます。 町民からの意見についてということで質問させていただきます。 町政に対する意見やアンケートなどを行っていると思いますが、最近の町民からの意見や要望についてですが、どのようなものがありますか。 また、その意見に対し、どのように回答しておりますか。 アイデア箱の設置についても、加納町長になってから行っていますが、その意見に対してどのような取り組みを行ったのか、実例を挙げてお答え願います。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 総務課長 亀山桂児君。

総務課長（亀山桂児君）	（答弁のため登壇） それでは、町民からの意見についての質問に答弁させていただきます。 町の活性化を推進するため、町民の皆様から広く意見を聞くことを目的に、令和３年から、役場、神渚支所、木の国七宗コミュニティーセンター、神渚コミュニティーセンター、サンホーム七宗の５か所にアイデア箱を設置しております。 アイデア箱には、七宗町の日を制定する提案、保育園と小中学校合同による町民運動会の開催についての提案、また、ふるさとまつりの開催におけるイベントの提案など、皆様からいただいたアイデアは、毎月開催しております課長会議で報告し、情報の共有を行っております。 なお、投函されましたアイデアは、行政とは違う見方や視点からご提案いただいたものでありますので、実現が可能なものなのかを検討しながら、今後の行政に生かしていきたいと考えております。 また、アイデア箱以外に、町のホームページにもお問合せフォームがありますので、町を元気にするアイデアなどをお気軽にお寄せいただきますようお願いし、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	市川裕隆君。
４番（市川裕隆君）	（質問のため登壇） 答弁ありがとうございます。 町民からも、私もよい意見をいろいろ伺っております。 町としても、積極的に町民の意見やアイデアを取り入れて、町政に生かしていただければと思います。 町民と一緒に作り上げていくまちを、この七宗町でできればと思いますので、よろしく願いいたします。 続いての質問に移らせていただきます。 七宗町の町史について質問いたします。 以前に町史は作成されていますが、平成５年に出版されて、約30年たっております。 七宗町は歴史のある町でもあるにもかかわらず、町民含め、余り知られていないところが多々あります。

	私も七宗町の歴史を調べて、面白さを感じております。 今、教育委員会のほうで、七宗探訪など行われており、多くの参加者がいることを伺っております。 今後の取り組みの一つに、町史編さんや七宗町の歴史を残す取り組みとしていただけたらと思っておりますが、このようなお考えはあるかお答え願います。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 教育課長 渡辺岳志君。
教育課長（渡辺岳志君）	（答弁のため登壇） 七宗町の町史についてを答弁させていただきます。 七宗町史は平成5年に出版されてから、約30年経過しております。 町史の編さん、出版には、多額の予算と人的な労力が必要となるため、今のところ、新たな編さん、出版は考えていません。 しかし、町の歴史の保存は必要と考えており、ふるさと振興課を中心に、町の統計資料の保存を行っております。 また、七宗町の歴史を町民の方に知っていただき、歴史を残す取り組みとして、生涯学習講座学びのとびらで、平成29年より令和3年までの5年間は、七宗ふるさと探訪講座を行い、七宗町の小萱城跡、円空洞や七宗町内の各地の寺社を訪れました。 今年度につきましても、秘境の地めぐり、神渕三十三観音巡りの2講座を行っております。 こうした講座で、来年度以降も広く参加者を募集し、七宗町の歴史を残す取り組みを続けてまいりたいと思っております。 以上、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	市川裕隆君。
4番（市川裕隆君）	（質問のため登壇） 答弁ありがとうございます。 再質問します。

	町史編さんには、予算と人的な労力が必要だと分かりました。早い段階から準備を行っていつてもらえたらと思います。そして、七宗ふるさと探訪など、すばらしい取り組みをされていることも分かりました。 講座の資料があれば、私自身も見たいと思います。このような講座の資料をまとめ、配布ができると、町民含め、七宗町に興味を持たれると思います。少し手間がかかりますが、資料をまとめ、希望者に配布することは可能でしょうか。
議長（福井徳一君）	答弁願います。 教育課長 渡辺岳志君。
教育課長（渡辺岳志君）	（答弁のため登壇） 七宗町の町史についての再質問に答弁させていただきます。教育課では毎年、ふるさとに興味を持っていただけるよう、講座を行っています。 資料をお配りすることだけでなく、講座に参加していただくことに力を入れていきたいと思っております。 また、講座に使用した資料につきましては、講師が用意したものですので、講師に確認したいと思います。 以上、再質問の答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	市川裕隆君。
4 番（市川裕隆君）	（質問のため登壇） 答弁ありがとうございました。 やはり七宗町を知ってもらうために、このような活動をしっかりと行っていただければと思います。 やはり七宗町、歴史のある町ですので、これをPRしていければ、人口増まではつながらないまでも、よいまちになっていくと思いますので、どうかよろしくお願いします。 次の質問に移らせていただきます。 ロック・ガーデンについて、前回に引き続き質問いたします。飛水峡について、竹の伐採やロック・ガーデンの入り口についても整備が行われると伺いました。

	ハード面については整備が行われていくことは、大変喜ばしく感じております。 私の知人も、七宗町を訪れ、魅力を感じ、何度も訪れてくれております。 下呂や高山へ行く途中に寄ってくれています。 次は、ソフト面の整備が必要と思います。 七宗町の魅力を伝えるパンフレットやホームページなど、七宗町の魅力を伝えるツールがあるといいかと思います。 この辺りの取り組みについて、いかがでしょうか。 また、人が訪れてくれたときに経済が回るようになると、七宗町も潤ってくると思います。 このような好循環が生まれるような取り組みを行っていただけたらと思います。 ハード面だけでなく、ソフト面の今後の展望を含め、取り組みについてお答えください。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁のため登壇） それでは、ロック・ガーデン及び飛水峡の観光資源について答弁をさせていただきます。 このロック・ガーデン及び飛水峡の観光資源につきましては、さきの12月定例会でもご質問をいただき、観光の拠点となる飛水峡については、道路関係者、河川関係者、鉄道関係者など、各方面の方々と協議しながら方向性を見だし、また、旅行業界の方々とお会いし、飛水峡開発を含めた拠点づくりをしてまいりたいとご答弁をさせていただいたところですが、交流人口を増やすことで、地域経済が潤うような循環作用を起こしたいということは常々思っているところでございます。 また、ご質問にもありますように、竹の伐採やロック・ガーデン入り口の整備については、今議会で提案をさせていただきました令和6年度一般会計予算にも計上させていただいたところですが、作業等を実施するには地主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠でございますので、どうぞよろ

	しくお願いを申し上げます。 さて、町を紹介するためのソフト面の整備についてですが、先月から、七宗町観光マップの配布を始めたところです。今回は蛇腹状でポケットに忍ばせることができるサイズで、紙面にはイラスト地図を掲載し、公共施設や飲食店の位置を紹介しているほか、表記したQRコードを読み取ると、道の駅ロック・ガーデンひちそうから当該地までの道のりを動画で見ることができたり、飲食店等のホームページやフェイスブックが閲覧できるようになっております。 また、今後の観光地や景勝地の整備については、地元の皆さんやボランティアの皆さんと協働をしながら実施できないかと考えており、地元の皆さんが関心を持てば、その場所は、その思いはきっと誰かが、どこかで誰かに伝えていただけるものと思っております。 いずれにしましても、今まで経験したことがなかったコロナ禍を経て、観光地を求めて団体で動くというよりは、価値観を求め少人数で動く旅へとさま変わりしつつある観光業界だと思っておりますので、ホームページやSNSを活用し、一つでも多くの情報を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	市川裕隆君。
4 番（市川裕隆君）	（質問のため登壇） 答弁ありがとうございます。 再質問します。 パンフレットを作成されたとのことですが、どこで入手することができますか。 また、町外に配布して七宗町へ誘致することは、今後、行う予定はありますでしょうか。 お店の紹介なども載っていますので、地域活性化のツールとして活用できると思います。 町長自らパンフレットを持って、七宗町のアピールをしていただけるといいのではと思います。 今後の取り組みについてお答えください。

議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁のため登壇） それでは、再質問に答弁させていただきます。 このたび作成しました観光パンフレットにつきましては、役場ふるさと振興課をはじめ、神湊支所、木の国七宗コミュニティセンター、日本最古の石博物館などでお渡しできるほか、道の駅ロック・ガーデンひちそうやロックタウンプラザなどにも置いてありますので、お取りいただけますし、パンフレットに掲載してありますお店でもお取りいただけるようにお配りをしているところでございます。 また、遠くは名古屋市栄のオアシス21内にあります清流の国ぎふ移住・交流センターにも設置をお願いしておりますので、お取りいただけると思います。 なお、町長が自らパンフレットを持ってアピールしていただけるといいところのご指摘ですが、出張先や開催される会議の状況等を考慮しながら、臨機応変に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	市川裕隆君。
4 番（市川裕隆君）	（所見） 答弁ありがとうございます。 町民と行政と一体となって七宗町をPRしていければと思いますので、しっかりとこのパンフレットを活用していきたいと思います。 そして、七宗町に多くの方が訪れてもらえるようになっていければ、地域の活性化につながっていくのではないかと思います。 それでは、一般質問のほうこれで終わらせていただきます。 ありがとうございます。
議長（福井徳一君）	以上で町政一般に対する質問を終わります。 お諮りいたします。

	これより暫時休憩したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、暫時休憩することに決定をいたしました。 暫時休憩をいたします。
	(午後2時27分 休憩) (午後4時00分 再開)
議長（福井徳一君）	休憩前に続き会議を開きます。 日程第2、承認第1号及び議第1号から議第35号までを一括して議題とし、各常任委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。 初めに、総務建設常任委員会委員長 加納忠良君。
総務建設常任委員長 (加納忠良君)	(報告のため登壇) 定例会における委員長報告。 議長より報告を求められましたので、総務建設常任委員会における審査の概要並びに結果について報告申し上げます。 3月6日、本委員会に付託されました専決処分の承認を求めることについてほか条例関係30議案について、3月6日、7日、11日の3日間委員会を開催し、担当課の職員から議案に対する詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、七宗町手数料条例の一部を改正する条例については、報告書にありますとおり、全員賛成で原案のとおり承認すべきものと決定しました。 また、議第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第2号 七宗町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議第4号 七宗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 七宗町法務職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 七宗町職員の育児休

	業等に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 七宗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第13号 七宗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議第14号 七宗町町営単独住宅管理条例の制定について、議第15号 七宗町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、議第16号 七宗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議第17号 七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議第18号 令和5年度七宗町一般会計補正予算（第6号）中、総務建設関係、議第19号 令和5年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、総務建設関係、議第20号 令和5年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）中、総務建設関係、議第21号 令和5年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、総務建設関係、議第22号 令和5年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第2号）、議第23号 令和5年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第4号）、議第24号 令和5年度七宗町下水道事業会計補正予算（第4号）、議第25号 令和6年度七宗町一般会計予算中、総務建設関係、議第26号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算中、総務建設関係、議第27号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計予算中、総務建設関係、議第28号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算中、総務建設関係、議第29号 令和6年度七宗町神淵財産区特別会計予算、議第30号 令和6年度七宗町上麻生財産区特別会計予算、議第31号 令和6年度七宗町中麻生財産区特別会計予算、議第32号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計予算、議第33号 令和6年度七宗町下水道事業会計予算、議第34号 工事請負契約の変更契約の締結について、議第35号 普通財産の無償譲渡については、報告書にありますとおり、全員賛成で原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。 以上、総務建設常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。
--	---

議長（福井徳一君）	続きまして、教育民生常任委員会委員長 大鋸利光君。
教育民生常任委員長 （大鋸利光君）	（報告のため登壇） 議長より報告を求められましたので、教育民生常任委員会における審査の概要並びに結果について報告申し上げます。 3月6日、本委員会に付託されました七宗町印鑑条例の一部を改正する条例についてほか12議案について、3月7日、11日の2日間委員会を開催し、担当課の職員から議案に対する詳細な説明を受け、慎重に審議した結果を報告します。 議第3号、事件名、件名から審査の結果の順に報告いたします。 議第3号 七宗町印鑑条例の一部を改正する条例について、 議第9号 七宗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、 議第10号 七宗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、 議第11号 七宗町いじめ防止対策推進条例の制定について、 議第12号 七宗町介護保険条例の一部を改正する条例について、 審査の結果、ここは原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定をしました。 ページ、はねてください。 議第18号 令和5年度七宗町一般会計補正予算（第6号）中、教育民生関係、 議第19号 令和5年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、教育民生関係、 議第20号 令和5年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）中、教育民生関係、 議第21号 令和5年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、教育民生関係、 議第25号 令和6年度七宗町一般会計予算中、教育民生関係、 議第26号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算中、教育民生関係、 議第27号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計予算中、教育民生関係、 議第28号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算中、教育民生関係は報告書にありますとおり、全員賛成で原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をいたしました。 教育民生常任委員会の審査報告とさせていただきます。 ありがとうございます。

議長（福井徳一君）	以上で、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。 ただいま議題となっています承認第１号及び議第１号から議第35号までの委員長の審査結果に対する討論を行います。 討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより承認第１号及び議第１号から議第17号までを採決いたします。 承認第１号に対する委員長の報告は承認、議第１号から議第17号までに対する各常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	ありがとうございました。 着席をお願いします。 全員起立でございます。 したがって、承認第１号及び議第１号から議第17号までは、各常任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、議第18号から議第24号までを採決をいたします。 本案に対する各常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立をお願いします。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	ありがとうございます。 着席ください。 全員の起立でございます。 したがって、議第18号から議第24号までは各常任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、議第25号から議第33号までを採決いたします。 本案に対する各常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

	(賛成者起立)
議長（福井徳一君）	全員の起立でございます。 着席ください。 したがって、議第25号から議第33号までは各常任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、議第34号及び議第35号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。 (賛成者起立)
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第34号及び議第35号は委員長の報告のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。 令和6年七宗町議会第1回定例会を閉会とします。 どうもお疲れさまでした。 (午後4時18分 閉会)

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。	
	議会議長 福 井 徳 一 署名議員 加 納 忠 良 署名議員 古 田 好 文